

「物質・デバイス領域共同研究拠点」専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「物質・デバイス領域共同研究拠点」拠点本部規程第6条第2項の規定に基づき、物質・デバイス領域共同研究拠点専門委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、物質・デバイス領域共同研究拠点(以下「共同研究拠点」という。)に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同研究拠点の基本方針に関する特定の事項に関すること。
- (2) 共同研究及び共同利用課題の募集に関する特定の事項に関すること。
- (3) 共同研究の推進に関する特定の事項に関すること。
- (4) その他共同研究拠点の企画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 共同研究拠点を構成する各研究所から選ばれた教授又は准教授 各2名
- (2) その他拠点本部長が必要と認めた者 若干名

2 委員は、拠点本部長が委嘱する。

3 第1項第1号及び第2号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項の委員のうちから委員の互選により選出する。

3 副委員長は、前条第1項の委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、東北大学多元物質科学研究所事務部で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。